

令和5年度

川口市いじめから子どもを守る委員会

活動状況報告書

(令和5年4月～令和6年3月)

川口市いじめから子どもを守る委員会

目 次

1	いじめから子どもを守る委員会の概要	1
(1)	設置の経緯	1
(2)	所掌事務	1
(3)	委員	1
(4)	委員による面接相談	1
(5)	定例会	1
(6)	調査・調整	2
2	活動について	2
(1)	活動状況	2
(2)	啓発・研修	2
(3)	周知・広報	3
3	相談ケースと対応状況	4
(1)	校種及び学年	4
(2)	受付種別及びその後の対応	4
(3)	調査・調整活動	4
(4)	いじめの発生場所	4
(5)	いじめの態様	4
(6)	相談者	4
4	委員活動から見えてきた課題	5
5	一年を振り返って	5

参考資料

- 別紙1 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例
- 別紙2 川口市いじめから子どもを守る委員会規則

1 いじめから子どもを守る委員会の概要

(1) 設置の経緯

子どもが将来に明るい希望を持って生活し、学び、健やかに成長できるまちの実現のため、いじめの防止・早期発見・対応に関する市及び学校の責務、保護者・子ども関連団体・関係機関等並びに市民の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び組織について必要な事項を定める「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」が平成29年4月1日に施行された。

同条例に基づく新たな取り組みとして、市立学校各校に、学校全体でいじめの防止に取り組むための中心的な役割を担う「いじめ対応教員」を任命した。また、いじめの相談に対応するための「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、同年5月より相談業務を開始した。

(2) 所掌事務（条例第16条）

- ・いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。
- ・市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

(3) 委員

星野 崇啓（小児科・児童精神科医 ※委員長）
宮下 聡（教育関係者）
宮崎 裕悟（弁護士）

(4) 委員による面接相談（要予約）

相談日 … 第1～3木曜日、午後

予約電話 … 048-258-4093

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

メール … mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp



相談入力フォーム・・・

(5) 定例会

相談ケースの共有、意見交換、今後の対応等に関する委員会としての意思統一を図るため、毎月1回開催。

(6) 調査・調整

救済申立て等に基づき、いじめの事実の有無に関する調査を実施し、必要に応じ、いじめの防止等のための調整を行う。

2 活動について

(1) 活動状況

月	内 容	件数	月	内 容	件数
R5 4	面接相談	0	10	面接相談	1
	電話	0		電話	2
	メール	2		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0
5	面接相談	0	11	面接相談	2
	電話	2		電話	2
	メール	0		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	1
	調査・調整	0		調査・調整	1
6	面接相談	0	12 第2回 交流会	面接相談	1
	電話	4		電話	2
	メール	0		メール	1
	入力フォーム	1		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0
7 第1回 交流会	面接相談	2	R6 1	面接相談	1
	電話	1		電話	2
	メール	0		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0
8	面接相談	1	2	面接相談	0
	電話	0		電話	4
	メール	0		メール	1
	入力フォーム	0		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0
9	面接相談	0	3 第3回 交流会	面接相談	1
	電話	0		電話	1
	メール	0		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0

* 定例会（毎月）

(2) 啓発・研修

「いじめ対応についての交流会」

目 的：学校現場におけるいじめの早期発見や、その後の適切な対応方法について、委員と教職員が具体的な事例に基づく意見交換等により学び、問題対応能力の向上を図る。

○第1回交流会 中学校限定

日 時：令和5年7月31日（月）午前9時30分～12時30分

場 所：青木会館 会議室A

出席委員：3人（星野 崇啓、宮下 聡、宮崎 裕悟）

参加者：6人（定員10人程度募集）

〈内容〉

事前に資料を送付し、「どうしていませんか？SNSトラブル」と題しSNSをめぐる様々な問題について委員と教員が直接意見交換を行い問題対応能力の向上を図り、星野委員長による「インターネットコミュニケーションとネットトラブル」、宮下委員による「いじめの初期対応で大切にしたいこと」、宮崎委員による「事情の聴き方」の講義を行った。

○第2回交流会 小学校限定

日 時：令和5年12月25日（月）午前9時00分～午前12時00分

場 所：川口市役所第一本庁舎 5階 501会議室

出席委員：3人（星野 崇啓、宮下 聡、宮崎 裕悟）

参加者：7人（定員10人程度募集）

〈内容〉

事前に資料を送付し、「教室の外でおきるいじめ」と題し委員と教員で積極的な意見交換を行う。宮崎委員による「生徒間トラブルに対する学校の法的責任」、宮下委員による「いじめの初期対応で大切にしたいこと」、星野委員長による「子どもの発達の視点でみた異年齢の子どもとの関わり」の講義を行った。

○第3回交流会 中学校限定

日 時：令和6年3月28日（木）午前9時00分～午前12時00分

場 所：川口市役所第一本庁舎 5階 501会議室

出席委員：3人（星野 崇啓、宮下 聡、宮崎 裕悟）

参加者：5人（定員10人程度募集）

〈内容〉

事前に資料とワークシートを送付し「いじめの解消に向けて教師だからできること」と題し委員と教員でワークシートをもとに意見交換を行う。星野委員長による「いじめをめぐる子どもたちの関係性」、宮下委員による「いじめ解消の教育実践」の講義を行った。

(3) 周知・広報

・広報かわぐち

相談窓口ページ及び裏表紙に毎号固定記事掲載
いじめ撲滅強調月間特集記事掲載（11月号）

・ホームページ

当委員会ページ随時更新

市トップページ関連リンクバナーを掲載

・相談受付入力フォーム設定

入力フォーム付きチラシ配布

・相談受付メールアドレス設定

mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp

・チラシ・カードの配布

市内小・中学校・高等学校・特別支援学校

・ポスターの掲示

市役所及び市内公共施設、市内掲示板

市内小・中学校・高等学校・特別支援学校

- ・いじめから子どもを守る委員会周知ポスター配布 市内小・中学校
- ・その他掲載媒体 子育てガイドブック
男女共同参画啓発誌「カラフル」
自殺対策関連相談窓口一覧

3 相談ケースと対応状況

(1) 校種及び学年

校種	学年	ケース数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	0	4	2	2	2	0	10
中学校	2	2	0				4
高校	1	0	0				1
その他	5						5
							20

(2) 受付種別及びその後の対応

電話	来庁	メール	入力フォーム	合計
14	0	4	2	20

- 【内訳】 ・電話、メールのやりとりで終了 16 ケース
・面接相談実施 4 ケース (延べ9回)

(3) 調査・調整活動

内容	ケース数	対応数
学校訪問	1	1

(4) いじめの発生場所

学校	子ども関連団体	放課後児童クラブ	塾	インターネット	家庭
20	1	0	0	0	0

(5) いじめの態様 (複数)

暴力	暴言・悪口	無視・仲間はずれ	器物隠匿・破損等
9	12	4	1
差別	性的いじめ	金品のたかり・恐喝	
3	0	0	

(6) 相談者

本人	父	母	親族	友達	先生	近隣知人	不明	その他
8	2	8	0	0	0	1	1	0

4 委員活動から見えてきた課題

(1) 地域状況に根ざしたいじめ相談

いじめ相談は多くの場合子ども同士の関係性を把握しながら、あるべき関係性はどのようなものかを考えてゆくことが多いが、その関係性の背景には家族の有り様や子どもへの姿勢、学校と家族との関係性、各家庭同士の関係性や地域事情等さまざまなものが影響している。川口市の場合、子どもの人数が多い地域もあれば少なく単学級になる地域もあつたり、海外にルーツをもつ方が多数いる地域があつたり、緑地や遊び場等が多い地域もあれば少ない地域もあつたりとさまざまな地域状況がある。

学校区ごとの文化の違いは、確実に子どもたちに影響しており地域の状況や背景を十分考慮しないと不適切な助言や調整を行ってしまう危険性があり、地域状況をさまざまな手段で積極的に把握し、情報を経時的に蓄積してゆくことが必要と考えられた。

(2) 学校間での対応の違いに対する助言・調整活動のあり方

コロナ禍があけて相談件数は徐々に増えているものの、コロナ以前と比べると相談件数は少なく、調整活動に入る前に学校内でも十分に対応されているケースが多くなったように感じられる。交流会においても、早期発見と初期対応に尽力されている学校のご報告をうかがい、各委員とも多くの学びを得ることができた。

各学校におけるいじめへの対応力が向上し、学校と子ども、保護者との間での関係性を通じて子どもの成長につながる解決にむくことが望ましい。しかし、一方で委員会によせられる相談内容をみると、初期対応の不十分さが目立つ事例も認められ、学校間の取り組みをどのように共有し、全体の底上げをしてゆくかが大きな課題と考えられた。

(3) 交流会のあり方

近年は小学校と中学校に分けて交互に交流会を開催し、5～8人程度の先生方に御参加いただいている。委員の学びも多く、互いの関係も深められているという実感はあるものの、川口市全体からすると規模が小さすぎるという意見もいただいている。コロナ禍も一定の落ち着きをみる中で、中核市の規模に応じた、質と量を満たす交流会のあり方が検討課題であると考えられた。

5 一年を振り返って

星野 崇啓 委員長

本委員会も7年目に入りました。多くのスタッフの方が異動になり、委員会発足当初からいる最古参として委員長を拝命しましたが、私の未熟さを宮下委員、宮崎委員はじめ多くの方に支えていただいた1年でした。

これまでの経過において、市内の学校におけるいじめ対応力の向上は目を見張るものがあると感じます。いじめ防止対策推進法の目指しているところは、できるだけ軽微な状態で早期に発見し、早期対応をし続けることで、いじめの予兆となりうる子ども同士の関係性、また子どもと教員をはじめとする大人との関係性を見直してゆくところにあります。この一見わかりにくい理念に現場が翻弄されていた時期もあつたかと思いますが、子ども

の苦しさに向き合い、早期解決してゆこうという前向きな取り組みの実例を、交流会を通して、もしくは相談案件のインテイクを通して知ることができました。

それゆえにといっていかがうかはわかりませんが、当委員会への相談案件も、徐々に高度で難しい案件が増えてきているように感じられます。そのうちの1つが、中学校よりも他学年の交流が少ない小学校における、学年をまたぐ子ども間の問題です。状況を把握するにも組織対応を余儀なくされ、多方面のアプローチが必要になります。これらの問題は、多くが地域とのやりとりも重要な要素になっているようです。小学校高学年から中学校ともなればネット上のトラブルも重なり、子どもたちの関係性が多層化・多様化してきているようです。

子ども同士のみならず、子どもと大人、大人同士あらゆる関係性が希薄になりつつあります。本当に関係性が薄くなればなるほど、逆に人とのつながりを強く求めつつも不安にかられ、つながり方が下手になって結果孤独になってしまうようです。

組織連携という堅苦しい表現でのつながりを入り口に、他人に頼られ頼りながら他者のよくない点を許容する人間関係の輪をどのように体現するか、いまだ地域のリアルな交流の場である学校の大きな課題なのであろうと感じる1年でした。

宮下 聡 委員

この一年間、定例会での相談内容検討を始め、面接相談、調整活動での学校訪問、そして例年実施されている市内の先生方との交流会に委員として関わりました。

面接相談をおこなったのは、1学期、2学期の学期末と学年末の3件で、それぞれ何回か継続して行いました。いじめは初期対応が重要といわれます。しかし、持ち込まれたいじめ案件はどれも「初期段階」のものではありませんでした。発端となったできごとは近いもので学期始めから、一年以上も前に遡るものもあります。最初担任の先生に相談したものの事態が収束しないため、当委員会の事務局に電話をかけるに至ったとそれまでの対応に不信感を抱かれる方もいました。

学年末の駆け込み的な相談は毎年のように見られます。クラス内のいじめにずっと耐えてきたが、年度替わりを機にいじめを収束させたいとの思いや、せめていじめをしている子や担任とは次年度は別のクラスになるようにしたいとの思いがあったようでした。実際問題として、2学期末や3学期に入ってからでは学級内の人間関係を大きく転換させるといういじめの根本的な解決は難しく、いじめ行為をさせないことと次年度のクラス編成に反映させるためといったアドバイスしかできませんでした。もっと初期の段階で相談していただければと悔やまれます。

次に考えたいのは県外の私立学校に通う市民の方からの相談についてです。クラス内の人間関係で起きるいじめトラブルへの、担任をはじめとした先生方の対応のあり方についての相談でした。これまで、市立学校を舞台とした事案であれば、市教育委員会を通して各学校と連絡を取って調整活動を行うことができました。今回のように県外の私立学校の場合、当委員会として法的な措置や当該児童生徒への精神的サポートのアドバイス以外に、どのような対応が可能になるのか今後の検討課題になると思います。

最後に、初期段階での調整を可能にするためにも、市民の方や子どもたちに当委員会の存在を広く知らせることと、早期に相談することができるよう当委員会の存在の周知とともに相談のハードルを下げるための工夫が必要なことを強調しておきたいと思います。言うまでもないことですが、子どもが体験する学校時代は時間が限られています。二度と戻らないその時間を「記憶から消してしまいたい」などと思わせてしまうことがないように。

私は、昨年度に委員に選任していただきました。昨年1年間は委員会がどのような活動をしているのかということをお学ばせていただくことが多かったように思います。これまでの委員の先生方が築いてきた活動の障害にならないようがんばってみたいつもりですが、正直どこまでできたのか、不安に思う部分もあります。

具体的な相談事例では、限られた情報の中で対応を考えることは難しく、当然のことではありますが、一刀両断に解決できるような事例もないことから、毎回、どうすれば少しでも良い方向に進められるかを考えながら検討しました。星野委員長、宮下委員それぞれの専門領域からのご意見は、私にとっても新鮮なことが多く、具体的な相談事例に対して、様々な専門家が連携して対応することの大切さを改めて感じることができました。

昨年度3回実施させて頂いた教員の先生方との交流会では、教員の先生方の対応や考えを伺うことができ、大変勉強になりました。委員会としての相談事例を検討する中で感じている複数の専門家で連携して対応を考える素晴らしさを、交流会の場でも共有できると良いなと思っております。

交流会にご参加いただける先生方からは非常に熱意を感じております。その熱意に負けないように、これからも充実した交流会が実施できるようにがんばっていきたいと思います。

參考資料

○川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

平成28年12月22日

条例第70号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条・第11条）

第3章 いじめ対応教員（第12条—第14条）

第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会（第15条—第31条）

第5章 雑則（第32条）

第6章 罰則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すべての子どもは一人の人間としての尊厳及び人権を有する存在であり、いじめはこれを脅かし、侵害するものであるとの認識の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下これらを「いじめの防止等」という。）に関する市及び学校の責務、保護者、子ども関連団体及び関係機関等並びに市民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び所要の組織について定めること等によりいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、子どもは社会全体で育むものという理念を市民と共有し、地域社会を挙げて、子どもが将来に対して明るい希望が持てる環境の中で生活し、学び、及び健やかに成長することができるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われる

ものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)及び高等専門学校をいう。

(3) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒並びにこれらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいう。

(4) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。

(5) 子ども関連団体 放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する事業をいう。)の受託事業者、地域スポーツクラブ(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第21条に規定する住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。)又はスポーツ教室(子どもの参加があるものに限る。)、学習塾その他の子どもが参加する活動に係る事業を行うものをいう。

(6) 関係機関等 児童相談所、警察署、法務局その他のいじめの防止等に関する機関及び団体をいう。

(7) 市民 市内に住所を有し、在勤し又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等に関する施策は、全ての子どもが安全に、かつ、安心して成長し、子どもの最善の利益が実現できるよう、地域社会を挙げて実施されなければならない。

2 子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重するものとする。

3 市、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民は、子どもは社会全体で育むものという認識を共有し、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に行動することにより、いじめの防止等に地域社会を挙げて取り組むものとする。

(子ども及び保護者の相談)

第4条 子どもは、いじめを受け、いじめに関わり、又はいじめの事実を知った場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)には、学校、市、子ども関連団体又は

関係機関等に相談することができる。

- 2 子どもからいじめに関する相談を受けた学校、市、子ども関連団体又は関係機関等は、当該相談をした子どもが当該相談したことを理由としていじめを受けることがないように、最大限の注意を払わなければならない。
- 3 保護者は、いじめの事実を知った場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）には、子どもの意見を踏まえて、学校、市、子ども関連団体又は関係機関等に相談することができる。

（市の責務）

第5条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するため、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民と連携して、いじめの防止等に取り組むものとする。

- 2 市は、市が設置する学校（以下「市立学校」という。）に対し、市が定める法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針及び当該学校が定める法第13条に規定する基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための具体的な取組の状況を検証又は評価するものとする。
- 3 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制を整備し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、いじめの防止等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（学校及び学校長をはじめとする教職員の責務）

第6条 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもとのより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

- 2 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校のいじめ対策委員会（法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。
- 3 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心

の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。

4 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校がいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子どもの養育及び発達に責任を持つ立場であることを自覚するとともに、学校その他の機関からいじめの防止等について協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(子ども関連団体の役割)

第8条 子ども関連団体は、子どもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境づくりに特に配慮するものとする。

2 子ども関連団体は、市、学校、保護者、市民又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域社会が子どもの成長を見守ることが全ての子どもの成長発達に資し、いじめの防止等に有効であることを認識し、市、学校、保護者、子ども関連団体又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(市の基本的施策)

第10条 市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動
- (2) 市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施
- (3) いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援
- (4) いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援
- (5) いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事(地方

教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の指導主事をいう。））、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣

- 2 教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。

（学校の基本的施策）

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

第3章 いじめ対応教員

（選任）

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

- 2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

（職務）

第13条 いじめ対応教員は、校長の命を受け、次の事項を担当する。

- (1) いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
- (2) 子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- (3) いじめの防止等のための措置を講ずるため必要な場合には、いじめ対策委員会を招集すること。

- (4) いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- (5) 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。
- (6) 次章に定める川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。
(いじめ対策委員会を招集する権限の付与等)

第14条 市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。

2 市立学校の教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会

(設置)

第15条 市は、いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。
- (3) 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

(組織)

第17条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
 - (2) 子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者
 - (3) 学識経験者
- (委員の任期等)

第19条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。
 - 4 委員は、非常勤とする。
- (委員長)

第20条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- (会議)

第21条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
 - 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (権限の委任)

第22条 委員会は、第16条に掲げる事務に関し有する権限の一部を委員に行わせることができる。

(委員の義務)

第23条 委員は、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、市、学校等と相互に連携協力を図るものとする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会への協力等)

第24条 市並びに学校及び教職員は、委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するものとする。ただし、委員会の子どもへの調査に関する協力については、当該子どもに過度な負担が生じないよう配慮するものとする。

2 市又は学校若しくは教職員以外の者は、委員会の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、委員会に対し、市内に住所を有し、在勤し又は在学する子どもに係るいじめ(いじめの疑いがある場合を含む。)に関する相談をし、いじめに関する救済の申立てをすることができる。

2 いじめに関する救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができる。

(調査等)

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て(以下「救済の申立て」という。)がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないと認めるときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

3 委員会は、救済の申立てが救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において、その調査を行おうとするときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、委員会が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査の方法)

第27条 委員会は、前条の調査のため必要があると認めるときは、救済の申立てに係る者に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧若しく

は提出を要求し、又は救済の申立てに係る事実を明らかにするために適当な措置を講ずることができる。

2 委員会は、学校等と共同して調査を行っているときは、当該学校のいじめ対応教員の調査方法に関する意見を尊重するものとする。

3 委員会は、当該救済の申立てに関して調査の必要がないと認めたときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、学校と共同して調査を行うときは、当該学校の同意を得るものとする。

(調整)

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

(勧告等)

第29条 委員会は、いじめの事実があったものと認める場合において、当該いじめを受けている子どもが在籍する学校又は市が当該いじめへの対応を適切に行っていないと認めるときは、当該学校又は市に対し、是正の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた学校又は市は、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は前条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、いじめの再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を市長に対して行うことができる。

(是正等の要請)

第30条 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は第28条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、学校又は市以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(活動状況の報告及び公表)

第31条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第 3 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

(罰則)

第 3 3 条 第 2 3 条第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 5 3 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○川口市いじめから子どもを守る委員会規則

平成 29 年 3 月 31 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成 28 年条例 70 号。以下「条例」という。）第 32 条の規定に基づき、条例第 15 条に規定する川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 委員会の会議は、公開しない。

(身分証明書の携帯)

第 3 条 委員会の委員は、条例第 26 条の規定による調査又は条例第 28 条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、子ども部青少年対策室において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(写真)	身分証明書	第	号
	氏名		
	生年月日	年	月 日
<p>上記の者は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例第26条の規定による調査及び条例28条の規定による調整を行う権限を有する者であることを証明する。</p>			
	年	月	日
	川口市長		印

(裏)

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（抜粋）
（調査等）

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て（以下「救済の申立て」という。）がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

（調整）

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

川口市いじめから子どもを守る委員会規則（抜粋）
（身分証明書の携帯）

第3条 委員会の委員は、条例第26条の規定による調査又は条例第28条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。